

第 1 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成 31 年 1 月 15 日 (火) 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 3 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 7名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 4番	近内	繁治
1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三	1 7番	矢内	壮幸
1 8番	齋藤	英幸						

欠席委員 1名 1 3番 小林 富男

事務局	事務局長	添田	祐司
	庶務係長	近内	栄晴
	書記	三瓶	桂治

- ・議 長 本日の出席は16名です。13番小林富男委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第1回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番金沢和則委員 6番仲田昌勝委員を指名いたします。

- ・局 長 それでは審議に入ります前に追加議案それから議案書の差し替えについて申し上げます。議案第3号についてであります。農地中間管理事業で〇〇地区の〇〇〇〇より中間管理機構が農地を借り入れる案件が発生しましたので1月の総会で審議の必要がある案件のため追加をするものですのでよろしくお願いいたしますと思います。なお、この追加議案に合わせて1ページの議事日程の差し替えも合わせてお願いしたいと思います。それから、2ページ議案第1号の関係のものです。3条の後に第1項が抜けておりました字句の訂正が必要となりますので合わせて差し替えのほうよろしくお願いいたします。申し訳ありませんよろしくお願いいたします。

(1) 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 それでは早速議事に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査しました角田義光委員に報告を求めます。
- ・角田義光委員 農地法第3条第1項の件を調査した結果を報告いたします。

去る1月10日午後1時より、譲受人〇〇〇〇の父、〇〇と最適化推進委員の小林富男さんと私の3人で現場を確認しました。

場所は、県道11号線を石川から白河方面に向かい根宿地区よりT字路

諾して頂き所有権移転手続きを行えるようになりました。

譲受人の申請理由、〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇〇〇〇〇として勤めており休日等に農業に従事しております。遠戚関係にある〇〇〇〇さんより相談を受け、当該農地は現在耕作している農地の隣接地でもあり、耕作にも利便性が良いため、受贈し母畑開パ事業償還金残り14年の償還を引き継いでいくこととしました。

以上調査した結果、この案件は両者の信頼関係があつての権利移転無償贈与で問題ありませんので皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

・議 長 只今報告のあつた農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第1号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

つづいて第3条第1項番号3を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

・芳賀正幸委員 農地法第3条第1項3番 譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告いたします。

1月9日午前9時より譲受人〇〇〇〇、最適化推進員の福田正三、私の3人で現場確認をしました。譲渡人〇〇〇〇は仕事のため譲受人〇〇〇〇に一切をお任せするとのことでした。

場所は県道母畑須賀川線の八幡屋寮から東に500mほど行き道路左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇の12 308㎡の畑です。

この畑は現在休耕田で雑地になっています。譲受人〇〇〇〇が耕作したいとの申し出があつた為、譲受人に無償贈与することになったそうです。

周りは畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

・議 長 只今報告のあつた農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第1号 農地法第3条第1項番号

(金沢委員退席)

調査されました遠藤委員に報告を求めます。

- ・遠藤武重委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用と権利の設定の確認調査の報告をしたいと思います。

調査日が平成31年1月10日 午前9時30分より被設定人の〇〇〇〇と、私と最適化推進委員の小池力さんと事務局長の添田さんと、近内係長と三瓶主査の6名で〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。

場所は鹿ノ坂の信号を公民館方面へ20mほど入った左側にある〇〇〇〇の230㎡の畑で休耕地となっています。

被設定人と設定人の関係は被設定人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、設〇〇〇〇でもあります。

転用の目的と選定理由必要性は現在、〇〇〇〇として〇〇〇〇に居住しておりますが、この度娘婿が〇〇〇〇同居する事になり手狭になる事から、別に住宅を建築し別居することとし、〇〇〇〇に近い住宅建築に適した土地が必要となります。〇〇〇〇の土地を使用貸借することとすると、条件に適している土地が申請地以外にはないことから、農地ではありますがやむを得ず〇〇〇〇〇〇〇〇の畑230㎡を選定し、今回の申請となりました。

申請地の隣接状況は申請地に隣接する農地はなく農業用排水または、日照を阻害する恐れもありません。進入路を除き既存の石積又は外壁があり、土砂の流出等の恐れはありません又、汚水等は合併浄化槽から町道の既存側溝に流します。雨水は地下浸透と一部は町道の既存側溝に流出するので問題ありません。

以上、調査した結果この案件は問題ありません。皆様の審議よろしくお願いたします。

- ・議長 只今報告のあった農地法第5条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 それでは異議のないものと認め、議案第2号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

金沢委員の入場を認めます。

(3) 議案第3号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

・議長 次に、農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 只今説明のありました農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第3号農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後1時52分

ため署名する。

平成 3 1 年 1 月 1 5 日

石川町農業委員会

議事録署名人 3 番

6 番